

ID: 472

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	宅地の所有者及び借地権者の同意申請		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第51条の7第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第51条の7の規定による。 (借地権の申告)</p> <p>第51条の7 前条に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。</p> <p>2 第19条第2項から第4項までの規定は、前項に規定する申請があつた場合について準用する。 この場合において、同条第4項中「前条」とあるのは、「第51条の6」と読み替えるものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日